

〈第 3 分科会〉
子どもの居場所

1 なぜ、いま、“多様な学び”なのか

今回の子どもの居場所分科会は、不登校問題、学校内外の多様な学びの場への公的支援のあり方についてテーマをしぼって検討された。

その理由は、なによりも子どもの置かれた現実にある、不登校の子どもは、2022 年度の文科省調査において、小中高校で実に 36 万人にのぼり、この 36 万の子どもたちの居場所をどうするのか、学びの場をどう確保するのか、が緊急に解決すべき課題であったからである。

そのような事態に対応していくために、文科省は、2023 年 3 月 31 日に通知を出し、不登校に関する新たな政策、COCOLO プランを提示した。これは、不登校対策について転換期にあるとみてよく、そのような時期だからこそその企画であったといえる。さらには、このような不登校政策が打ち出された背景には、全体会でも検討されたように、日本のこども政策全般の転換期、すなわち、こども基本法の成立と「こども大綱」の閣議決定の時代に入ったことがあげられる。このような子ども基本法制の確立期にこそ、学校内外の子どもの学ぶ権利保障のあり方を検討していくことがめざされるべきであろう。

2 分科会報告の構成

この分科会の企画運営は、喜多明人（早稲田大学）、西野博之（フリースペースたまりば）、浜田進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所）が担当した。当日の司会進行は、浜田進士がおこなった。報告テーマは以下の通り。

1 基調報告「地方自治で子どもの居場所、学びの場を創る」

(1) 地方自治と子どもの居場所、多様な学びの総合的支援

—子どもの権利条例の制定動向を踏まえて
喜多 明人

(2) 多様な学びへの経済的支援の現状と課題

—全国の自治体の動き
吉田みずえ（多様な教育を推進するための

ネットワーク）

特別報告 子どもの居場所と多様な学びの現場から
西野 博之

2 教育委員会による多様な学びへの経済的支援—茨城県フリースクール連携推進事業の推進と課題

大島 健（茨城県教育庁学校教育部義務教育課）

3 多様な学びへの公的支援の基盤となる認証制度

(1) 長野県「信州型フリースクール認証制度」の提案と課題

塩原 昭夫（長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課）

(2) 認証制度検討会議と民間の役割

市川 寛（寺子屋 TANQ 代表）

3 “学びの多様化学校” 300 校の行方—COCOLO プラン

基調報告では、こども基本法成立以降のこども政策の転換期、すなわち 2023 年 12 月に閣議決定された『こども大綱』および『こどもの居場所づくり指針』をふまえて、それに連動した不登校政策の転換、新機軸とあってよい「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（2023、3、31 文科省通知・別添「COCOLO プラン」）を検討した。このプランの実施は、国レベルでは方針、理念を示すにとどめて、制度整備の実質は、都道府県、政令指定都市を中心として自治体に委ねられている。

上記のとおり、COCOLO プランの目玉商品は、「学びの多様化学校」である。この学校は、旧「不登校特例校」と称し、（2023 年 8 月 31 日通知で改称）「不登校の子どもの実態に配慮して、特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校」であり、現在 24 校（プラン 21 校）ある「不登校特例校」を全国 300 校まで増やすことをめざすと明言した（文科省 COCOLO プラン 5 頁）。

この学びの多様化学校は制度的な表記の名称を変更したものであり、今後は、「不登校」政策から「学びの多様化」政策へ、しかも「特例」ではなく、全国 300 校まで拡充する新たな学校外の多

様な学びの場の整備をめざすものといえる。

4 公民連携と経済的支援がカギを握る

普通教育機会確保法（2016年）では、制度設計部分が欠落していたため、政府レベルでの拙速な制度化ではなく、今後300校つくるとしている「学びの多様化学校」の創造的で多様な整備を、全国都道府県、政令指定都市、市町村自治体において、民間団体との連携・協働、すなわち公民連携のもとではかっていくことが求められている。

学校外の普通教育の機会確保、その公的保障に関しては、公民連携を軸として進めていくことが肝要と思われる。

その理由の第一は、学校外の多様な学びについて先行的に実践を蓄積した民間団体の経験、知恵が求められているからである。それは、学校外の学び支援に不慣れな教育行政の未経験部分をカバーするものであるが、この公民連携によって、第二には、学校復帰一辺倒だった行政に対する保護者、民間団体関係者の「不信感」を払しょくすることが課題になっているためである。第三には、多様な学びにおける公民連携、市民協働の推進を図ることにより、なによりも、地域の再生、子どもにやさしいまちづくりの発展にも寄与できる。

ただし、今後、地方自治で様々な公民連携の経験の蓄積がなされていくためには、パートナーとして民間団体の力量が試されている。とくに民間団体の弱点である財政的な脆弱性、事務局機能の弱さなどを補うべく経済的支援、ひろく公的支援が欠かせない。

公民連携の前提にある民間への支援は、主に経済的支援が先行してきた。

吉田みずえ報告「多様な学びへの経済的支援の現状と課題—全国の自治体の動き」では、55事例（48自治体）から、施設・団体対象と保護者対象の両者の支援のほか、委託、指定管理などの多様な形態の経済的支援の現状を明らかにした。また、公民連携の下で、いち早く助成金制度を発足させた茨城県のフリースクール連携事業について大島健（茨城県教育庁学校教育部義務教育課）氏から報告を受け、討論をおこなった。なお、今後、自治体における経済的支援を安定的、継続的に拡充していくためには、公的支援にふさわしい

団体の認証制度を確立することや条例に依拠した政策も求められていくことになる。今回は、2024年4月から発足する信州型フリースクール認証制度について、塩原昭夫氏（長野県県民文化部こども若者局 次世代サポート課）、民間から参加した市川寛氏（寺子屋 TANQ 代表）から報告をいただいた。また、条例に基づく公的支援の草分けとしては、2000年4月に施行された川崎市子どもの権利条例とそれに依拠した子ども夢パーク、公設民営・無料施設フリースペースえんについて西野博之氏が報告をおこなった。

おわりに—今後の課題

今回の分科会は、全国から行政関係者、議員、NPO、学校関係者、一般市民など、分科会には70人近くの方が参加され、熱心に語り合った。「学び」を多様に選択できる社会の実現に向けて民間側と自治体側がここまで突っ込んだ話し合いが実現したことが成果であったといえる。

ただし、多様な学びへの経済的支援に関しては、自治体の経済的支援が50程度にとどまっている理由として、憲法89条問題が壁になっているとの指摘があった。この89条問題をクリアした私学助成や社会教育団体事業への公金支出の例もあり、川崎市のフリースペースえんのように、「社会教育の視点に立った不登校支援」という形をとれば、国や地方公共団体のお金をフリースクール支援に使えるのではないかという議論などで盛り上がった。また、その支援の条件として「非営利法人であること」をあげている自治体もある。それは、企業参入で、契約の形態のものはトライ（受験学習塾）がとっていくことで市民団体等が淘汰される恐れがあるためである。

また、今後公的支援を可能にする認証フリースクール制度を充実させていくためには、誰が認証するのが決め手になる。そこは中間支援機構づくりが必要ではないか、学校とフリースクールの緊張関係をほぐしていくために、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」のような“学校とフリースクール連携条例”が必要ではないか、といった意見が出されたことも記憶にとどめておきたい。

喜多 明人（早稲田大学名誉教授）